

被扶養者の要件の確認における留意事項

令和6年9月30日（月）までに提出 **※期間厳守**

令和2年4月1日より健康保険法等の一部が改正され、被扶養者の認定要件に「日本国内に住所を有すること（日本に住民票があること）」が追加されました。

【被扶養者申告書記載要領】

- 1 令和6年9月1日現在の状況を記入願います。
※被扶養者のいない組合員についても住所を確認し、変更等がある場合は記載事項変更届・長期変更届を提出ください。
- 2 年間所得推計額は、暦年又は会計年度ではなく、向こう1年間（令和6年9月～令和7年8月）に恒常的に見込まれる収入です。無収入の場合は「0」を記入願います。
- 3 「扶養親族の認定の有無」・「給与事務担当者証明印」の欄について

区 分	「扶養親族の認定の有無」欄	「給与事務担当者証明印」欄
給与規程の扶養親族に認定されている場合 （扶養手当受給者）	有	※記入しない
給与規程の扶養親族に認定されていないが 所得税法上の扶養親族に認定されている場合	有	※記入しない
いずれにも該当しない場合	無	※記入しない

- 4 訂正を要する場合は朱書にて訂正のうえ、被扶養者申告書（通常様式）、記載事項変更届及び長期組合員資格変更届等、通常の申告時に必要な書類を併せて提出願います。
- 5 認定または取消になる被扶養者がいる場合は、別途、該当する申告書等を提出願います。

【必要添付書類】

別添の「必要添付書類一覧」を参照のうえ提出願います。

※添付書類の不備により、遡及して被扶養者の認定取消を行う事例が発生しておりますので、遺漏のないよう提出願います。

【 担当 】

総務部職員課共済係 崎原（内線）2062

Mail : jnkyou sai@acs. u-ryukyu. ac. jp